



厚生労働省  
広島労働局発表  
令和元年8月29日

担当  
広島労働局労働基準部監督課  
監督課長 横山鉄幸  
特別監督官 檀上昌浩  
電話 082-221-9242

## 外国人技能実習生雇用事業場の平成30年監督指導結果

～労働基準関係法令違反が認められたのは68.1%～

広島労働局（局長 中山 明広）は、管内8労働基準監督署が、県内で外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成30年1月～12月に監督指導（臨検調査等）した結果を取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通じて技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が、依然として存在しています。

なお、技能実習生の人数は15,354人で全国3位です（厚生労働省 平成31年1月25日付け『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（平成30年10月末現在）より）。国籍別では、ベトナムが最も多く7,070人、次いで中国4,028人、フィリピン2,250人の順となっています（広島労働局 平成31年1月25日付け『外国人雇用状況』の届出状況（平成30年10月末現在）より）。

### 【平成30年監督指導結果の概要】

- 1 監督対象549事業場の68.1%<sup>※</sup>（374事業場）に、何らかの労働関係法令違反が確認されました。  
<sup>※</sup> 全国平均70.4%
- 2 主な違反の内容は、安全衛生基準に係る措置義務、労働時間に関するもの、労働条件の明示（雇入時）、就業規則に関するもの、割増賃金の支払に関するもの等です。
- 3 業種別では、輸送用機械製造業、金属製品製造業及び食料品製造業において、安全基準及び労働時間に係る違反が多く確認されました。

広島労働局と各労働基準監督署では、監督指導や集団指導の実施等により、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応します。

## 1 外国人技能実習生雇用事業場に対する監督指導結果（過去3年間）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
監督指導事業場数	403	378	549
違反事業場数	289	261	374
違反率（％）	71.7%	69.0%	68.1%
全国違反率（％）	70.6%	70.8%	70.4%

（注）違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

## 2 違反の内訳（平成30年）

## （1）主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数（違反率）	
安全基準※ <sup>1</sup>	136（24.8%）	
労働時間（労基法第32条・40条）	102（18.6%）	
衛生基準※ <sup>2</sup>	48（8.7%）	
労働条件の明示（労基法第15条）	45（8.2%）	
就業規則（労基法第89条）	45（8.2%）	
割増賃金の支払（労基法第37条）	41（7.5%）	
健康診断（安衛法第66条）	34（6.2%）	
寄宿舎関係（労基法第96条）	安全基準	25（4.6%）
	衛生基準	8（1.5%）
賃金の支払（労基法第24条）	29（5.3%）	
賃金台帳（労基法第108条）	27（4.9%）	
最低賃金の支払（最低賃金法第4条）	18（3.3%）	
法令等の周知義務（労基法第106条）	16（2.9%）	

※<sup>1</sup> 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※<sup>2</sup> 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

## （2）主要業種別の違反状況

業種	違反事項（違反率）
輸送用機械製造業（132社）	安全基準（26.5%）労働時間（13.5%）衛生基準（10.0%）
金属製品製造業（49社）	安全基準（37.8%）労働時間（20.3%）衛生基準（14.9%）
食料品製造業（39社）	安全基準（42.9%）労働時間（36.7%）割増賃金（14.3%）